

# 特別支援教育に関する主な事業の概要

## 1 特別支援学校の教育の充実

### (1) チーム学校の構築による特色ある学校づくりの推進

特別支援学校MIRAI・プロジェクト (新学習指導要領の理念を踏まえた学校経営力アップ事業)	
対 象	県立特別支援学校
<p>新学習指導要領の「社会に開かれた教育課程」の理念を踏まえ、各特別支援学校の学校経営計画に基づき、児童生徒の自立と社会参加を目指した課題解決のための組織的、計画的な取組を推進する。</p> <p>(主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善プロジェクト、ICT 機器を活用した教育等支援整備プロジェクト、キャリア教育の視点を踏まえた文化・芸術、スポーツ活動推進プロジェクト)</p>	

### (2) 特別支援学校等の専門性・教育内容の充実

新学習指導要領を踏まえた教育課程充実事業	
対 象	特別支援学校教職員及び小・中・義務教育学校特別支援学級の担任等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・改訂に関する説明会参加と各学校への周知：特別支援学校高等部の学習指導要領の説明会に指導主事が参加し、その趣旨や内容について、各学校に周知徹底を図る。また、講師を招聘し改訂に関する学習会を実施する。</li> <li>・教育課程研究集会：新学習指導要領の主旨を踏まえ、教育課程実施上の諸課題について研究協議を行い、教職員の指導力の向上と学習指導の改善・充実を図る。</li> <li>・校内研修事業：新学習指導要領の改訂の柱に基づく研究テーマを各学校ごとに設定し、研究を推進する。</li> <li>・研究主任連絡会：新学習指導要領の主旨を踏まえ、教育課程研究集会や校内研修計画等について情報共有し、研究活動の活性化を図る。</li> </ul>	

外部専門家活用事業（自立活動充実事業・合理的配慮充実事業）	
対 象	県立特別支援学校等
<p><b>【自立活動充実事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・言語聴覚士（ST）作業療法士（OT）、理学療法士（PT）等の外部専門家を活用し、児童生徒の支援の仕方等について指導・助言を得て「自立活動」の充実を図る。</li> <li>・「特別支援学級等サポート事業」で行う特別支援学校の小・中学校等への支援に、PT、OT、ST等の外部専門家を同行し、特別支援学級の支援の充実を図る。</li> </ul> <p><b>【合理的配慮充実事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・合理的配慮に関わる教職員への指導・助言や教職員の研修等の校内体制整備を行うため、学校が必要とする外部専門家を合理的配慮協力員として派遣し、児童生徒への合理的配慮の充実を図る。</li> </ul>	

医療的ケアの支援体制の整備	
対 象	県立特別支援学校
特別支援学校への看護師の配置により、医療的ケア実施体制の充実を図る。	

特別支援学校教諭免許状保有率向上に向けた8か年計画【後期3か年計画 [H30～R2]】	
対 象	県立特別支援学校
令和2年度末までに、原則すべての県立特別支援学校教員が、5領域の特別支援学校教諭免許状(二種免許状以上)を保有するために、計画的な取得促進を図る。	

(3) キャリア教育・進路指導の充実

特別支援学校キャリア・プロジェクト（キャリア教育・就労支援推進事業）	
対 象	特別支援学校
<p>・進路支援推進会議：特別支援学校、就職アドバイザー、関係機関、企業等による情報交換・共有を行う等、連携協力体制の充実と就労等支援のためのネットワークを構築する。</p> <p>・就職アドバイザーの活用：県立特別支援学校7校に対して、2名の就職アドバイザーを配置。就職を希望している生徒の就職支援体制の強化を図る。</p> <p>・早期からのキャリアガイダンス：本人や保護者が、主体的に進路を選択する力や職業意識を高めるための研修会や職場見学、現場実習を早期から実施する。</p> <p>・職場定着支援：特別支援学校高等部卒業生について、企業、施設、家庭等との連携のもとに、卒業後の社会生活について支援を行う。</p> <p>・キャリア教育スーパーバイザーの活用：大学教員・企業等専門分野の人材を活用し、キャリア教育の視点を踏まえた授業改善を行う。</p> <p>・高知県特別支援学校技能検定：特別支援学校の生徒が目標をもって学習に取り組み、身に付けた知識、技能、態度を、専門的な視点から評価・認定を受けることを通じて、生徒の働く意欲や自信を高める。（雇用促進セミナー等との連携：企業等への理解啓発）</p>	

(4) 特別支援学校の再編振興

病弱特別支援学校の再編振興の推進	
対 象	県立特別支援学校
<p>病弱特別支援学校の児童生徒の多様な教育的ニーズや進路希望に対して、関係機関と連携した的確な支援や、安全で安心して学ぶことができる教育環境の整備、県内唯一の病弱特別支援学校としてセンター的機能を果たすことができる専門性の高い学校を目指した再編振興を推進する。</p>	

2 小中高等学校等の特別支援教育の充実

(1) 発達障害等の支援の充実

みんながスター！校内支援力アップ事業（小・中学校）	
対 象	重点地域の学校（令和元年度は重点地域→7市町村）
<p>発達障害等の特別な教育的支援を必要とする児童生徒が、その特性を踏まえた十分な教育を受け、充実した学校生活を送るために必要な校内支援体制及び地域支援体制について一層の充実を図ることを目的とする。</p> <p>市町村及び学校組合を単位として、指定地域を設定し、市町村等教育委員会と連携して、各管内小・中学校の特別支援教育の視点を踏まえた学校経営や校内支援体制及び地域支援体制構築に関して助言や援助を行う。</p> <p>事業の実施に当たっては、特別支援教育の理念に基づく校内支援体制及びその基盤となる地域支援体制の充実を図るため、関係機関が協働して発達障害等に関する学校支援・地域支援を集中・徹底して行うとともに、市町村等特別支援教育学校コーディネーター連絡協議会等の他事業と相互に関連づけながら、その成果について県下全域への普及・定着を図る。</p>	

公立高等学校特別支援教育学校コーディネーター連絡協議会	
対 象	公立高等学校の特別支援教育学校コーディネーター
<p>高等学校において、校内支援体制の要となる特別支援教育学校コーディネーターの専門的な知識や理解を深め、特別な支援を必要とする生徒の自立や社会参加を目指した指導、支援の充実を図る。</p>	

巡回相談員派遣事業	
対 象	保育所及び幼稚園、小・中学校及び高等学校の通常の学級
<p>発達障害等の特別な支援を必要とする幼児児童生徒について、関係機関からの専門性の高い助言や援助を学校等に提供することで、幼児児童生徒の特性に応じた適切な指導及び支援の充実を図る。</p>	

(2) 連続する学びの場の充実

通級による指導担当教員等専門性充実事業	
対 象	通級指導教室（対象障害種：LD、ADHD、病弱）を設置している小・中・高等学校
通級による指導における指導・支援の充実を目指し、設置校等の担当者間のネットワークの構築を図るとともに、専門家チーム等への派遣による助言・援助により、担当教員等の専門性の向上を図る。	

特別支援学級等サポート事業	
対 象	特別支援学級を設置している小・中・義務教育学校及び障害のある生徒が在籍する高等学校
県立特別支援学校又は教育事務所が小・中・義務教育学校及び高等学校と連携し、障害のある児童生徒に対する指導方法・内容の工夫改善及び担当教員等の専門性向上を図る。	

地域ネットワーク事業 特別支援教育推進協議会	
委 員	学識経験者、医師、教育機関の職員、行政機関の職員
発達障害等特別な支援を必要とする幼児児童生徒の自立と社会参加を目指し、本県の特別支援教育のさらなる充実を図るため、地域や学校等の支援体制や県教育委員会の施策等に対して、教育、医療、福祉等の専門分野から意見聴取を行うとともに、課題解決に向けた具体的な方策等について協議する。	

【新規】自閉症・情緒障害特別支援学級実践研究集会	
対 象	自閉症・情緒障害特別支援学級担任
自閉症・情緒障害特別支援学級の担当者が、授業実践等を報告・共有し協議を行うことで、児童生徒一人一人の障害に応じた支援の充実や担当者の専門性の向上を図る。	

3 インクルーシブ教育システムの構築

(1) インクルーシブ教育の推進

就学事務及び教育支援に関する高知県研究協議会及び担当者連絡会	
対 象	県立特別支援学校、市町村（学校組合）教育委員会の就学等事務担当者及び教育相談担当者
市町村等教育委員会及び特別支援学校に対して、インクルーシブ教育の理念を踏まえた障害のある子どもの適切な就学を推進するため、就学等事務及び教育支援に関する研修及び研究協議を行い、担当者の資質の向上を図る。	

高知県障害者教育支援委員会及び教育相談員等連絡協議会	
委 員	学識経験者、医師、教育機関の職員、行政機関の職員、県立特別支援学校教育相談委員等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高知県障害者教育支援委員会：障害を有する児童生徒等のうち教育上特別な支援を必要とする者の障害の状態等を判断し、適切な就学やその他必要な教育支援について協議する。</li> <li>・教育相談員等連絡協議会：特別支援学校における就学等事務を円滑に行うために、就学等事務や教育相談の在り方を研修し、障害のある子どもの適切な就学の推進を図る。</li> </ul>	

(2) 特別支援学校のセンター的役割の充実

教育相談員派遣事業	
対 象	障害がある又は障害があると思われる就学前の幼児及び小・中・義務教育学校・高等学校に在籍する児童生徒並びにその保護者、関係者
県立特別支援学校から教育相談員を派遣し、特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒やその保護者に対して、早期からの教育相談を実施することにより、適切な就学や進路選択が円滑に行われるようにするとともに、幼児児童生徒の望ましい成長・発達を図る。	

教育相談・心理検査実技等基礎講座	
対 象	県立特別支援学校教育相談担当者
教育相談や心理検査の実施方法や検査の解釈の仕方を理解し、特別支援学校における教育相談担当者としての実践力の向上を図るとともに、地域の保育所や幼稚園及び学校に対して、発達障害等のある子どもの指導・支援に関する助言ができる力を身につける。	

### (3) 特別支援教育の理解推進

特別支援学校の児童生徒の居住地校交流実践充実事業	
対 象	県立特別支援学校に在籍する児童生徒
県立特別支援学校の児童生徒が、居住地校とのつながりを大切にし、地域社会の一員として主体的に豊かな生活を送ることができるようにするため、居住地の小・中学校等との交流や共同学習を行う。	

インクルーシブ教育システム理解啓発事業	
対 象	県内の幼稚園・保育園、小・中・高等学校等
高知県の特別支援教育に関するリーフレット（すべての子どもが輝くために）等を活用し、市町村教育委員会等を通して、幼稚園・保育園、小・中学校等、また保護者、関係者等に対して、インクルーシブ教育システムや特別支援教育についての理解啓発を行う。	